坂戸市立勝呂小学校 いじめ防止基本方針



平成30年4月

坂戸市立勝呂小学校

目 次

はじめに

Ι	いじ	じめの	の防	止等	争に	関	す	る 2	基	本	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	
	1	VI	ごめ	のほ	方止	等	にう	対~	す	る.	基	本	的	な	考	え	方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	
	2	VI	ごめ	のり	方止	等(にう	村~	す	る:	基	本	理:	念	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	
	3	いし	ごめ	の気	官義	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	
	4	い	ごめ	のオ	卡然	防_	止(こ	푈~	す	る	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	
	5	いし	じめ	の早	早期	発	見は	こ	뾫~	す	る	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	
	6	いし	じめ	の角	军消	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	
	7	重力	大事	態~	〜 の	対	処	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	
	8	その	の他	の旨	留意	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	O
Π	関係	系機	関と	の追	重携	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
Ш	いじ	ごめ ß	方止	年間	1指	導	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
IV	校内	习組約	能•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害し、心と体の健全な成長及 び人格の形成に深刻な影響をもたらすだけでなく、子どもの生命または身体に重大な危険 を生じさせるおそれがあり、基本的人権を侵害するものです。

いじめは、いつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どももいじめの被害者にも加害者にもなり得るものです。このことは、本校においても同様です。このようないじめを防止し、次代を担う子どもたちが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を実現するために、学校は保護者や地域と協力するなど社会全体で取り組むべき重要な課題です。

そこで、坂戸市では、平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)、平成25年10月11日に策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)を踏まえ、子ども一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会の実現のため、ここに、いじめの防止等についての基本理念を明らかにし、いじめの防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進していくため、「坂戸市いじめの防止基本方針」が策定されました。

これを受け、本校では、平成26年3月に策定した「坂戸市立勝呂小学校いじめ防止基本方針」について見直し、本校に通うすべての子どもたちの健やかな成長を願いこのたび 改訂したものです。

平成30年4月

I いじめの防止等に関する基本方針

- 1 いじめの防止等に対する基本的な考え方
 - ○「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱とする。
 - ○いじめについて家庭でも話し合い、教職員、児童、保護者、地域全体の共通認識 とするよう努める。
 - ○いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化する。

2 いじめの防止等に対する基本理念

- (1) 全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等の対策を強化する。
 - ①児童からのいじめのサインを、見逃さない。
 - ②いじめが発生した場合には、迅速に組織で対応し、いじめられている児童を 絶対に守り通すとともに、いじめをしている児童には、毅然とした対応と粘 り強い指導を行う。
- (2) 「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、全ての児童において、いじめをしない心を育てる。
 - ①日常的にいじめの問題について触れ、児童に、いじめを絶対に許さない態度 を育てる。
 - ②いじめの問題に対し、あらゆる教育活動を通して思いやりの心を育て、全て の児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをする。
- (3) 学校、家庭、地域、関係機関は、いじめられている児童を守ることを共通認識とし、連携していじめの根絶に努める。
 - ①学校、家庭、地域、関係機関が、いじめ問題についての情報を共有するとと もに、連携していじめの防止及び早期解決に努める。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(「いじめ防止対策推進法」第2条第1項)

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(国の基本方針より)

いじめを認知する際の指針

- (1) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、 十分な事実確認に基づき、いじめられた児童の立場に立ち判断するものとする。 また、いじめの認知については、複数の教職員による組織、生徒指導部会・教育 相談委員会(「校内いじめ対策委員会」等)をもって行う。
- (2) いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当する か否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の用件が限定的に 解釈されることのないよう、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察し確認する ものとする。
- (3) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条に基づく学校いじめ対策組織を活用し、組織的に行う。
- (4) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団など当該児童との何らかの人的関係を指すものとする。
- (5)「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。なお、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

ただし、インターネット上で悪口を書かれた児童が、そのようなことを知らない場合など、行為の対象となる児童本人に対する指導等については、法の趣旨を踏まえ適正な対応を行うことが必要である。

(6) いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生命、 身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮 の上で、外部機関(警察等)と連携して対応する。

4 いじめの防止に対する基本的姿勢

「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうる」ものであるとことを踏まえ、 以下の基本姿勢の下、適切に対応するものとする。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」 との雰囲気を学校全体に醸成する。
- (2) 日頃から児童にしっかりと向き合い、発するサインを見逃さないよう、観察を 徹底し、あらゆる情報収集に努め、いじめをキャッチするよう努める。
- (3) 前述のいじめの具体的態様等を基に、その内容を理解し、日頃よりチェックリスト等で具体的に児童を見守る。

- (4) いじめは教職員や大人の見えない、児童同士の場所で起きるものであることから、時に「聞いてみる」「調べてみる」ことで、表面に見えないいじめを見つける。
- (5) いじめを見つけたら、まず事実をきっちりと確認すると共に、いじめられている児童の気持ちを理解し、守ることを優先する。
- (6) 事実を確認した上で、該当児童だけでなく全校児童を含め、保護者と共に根絶 のためのきめ細かい指導を行う。
- (7) いじめが一回の指導で解決したと見られる場合でも、児童の生活の様子を継続的に観察し、見届け、いじめの解消に努める。
- (8) 教職員や保護者の関わり方、不用意な言動や指導の仕方、しつけ等のストレス 事がいじめを誘発する可能性が高いことを十分理解し、愛情のかけ方や精神的関 わりに注意を払う。
- (9) いじめは学校・家庭・地域・関係機関すべてが連携して、力を尽くして解決に 取組む問題である。

5 いじめの対応に関する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その際、被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
 - ②「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
 - ③いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
 - ④発見・通報を受けた教職員は、生徒指導部会、教育相談部会(「校内いじめ対策委員会」等)で直ちに情報を共有する。
 - ⑤速やかに関係児童から事情を聞き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。
 - ⑥校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、被害・加害児童の 保護者に連絡する。
 - ⑦指導に困難な際、または児童の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく西入間警察署と連携して対処する。
- (2) いじめられた児童及びその保護者への支援
 - ①いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日の うちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
 - ②状況に応じて、見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
 - ③いじめられた児童に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
 - ④状況に応じて、いじめた児童を別室で指導する。
 - ⑤必要に応じて、いじめられた児童の心のケアのため、住吉中学校勤務のさわや か相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
 - ⑥解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援 を行う。
 - (3) いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ①いじめたとされる児童から、事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合、 複数の教職員、必要に応じて住吉中学校勤務のさわやか相談員やスクールカウ ンセラー、などの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止 する対応をとる。
- ②迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ③いじめた児童への指導の際、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を 脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④いじめをした児童が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全 な人格の形成に配慮する。
- ⑤個々のいじめの状況に応じた指導や、警察との連携による対応も含め、毅然と した対応をする。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
 - ①いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
 - ②誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ③児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。
- (5) ネット上のいじめへの対応
 - ①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに 削除する対応をとる。
 - ②必要に応じて、さいたま地方法務局人権擁護課、西入間警察署等と連携して対 応する。
 - ③埼玉県警のネットパトロールと連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
 - ④ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周 知する。
 - ⑤パスワード付きサイトや SNS(Social Networking Service)を利用したいじめについては、発見しにくいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

6 いじめの解消

いじめの解消とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童とか加害児童を始めとする他の児童との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すことを持って判断されるべきものであり、全ての児童が集団の一員として、お互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう集団作りを進めていくことが重要である。

(1) 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月以上継続していること。被害の重大性から長期の期間が必要と判断される場合もある。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定し状況を注視する。

(2) いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが重要であり、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認することが必要である。

7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。また、文部科学省において平成29年3月に策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に留意し、調査するものとする。

(1) 重大事故の定義

重大事態とは、いじめにより、児童が次のような重大な非該等が生じた疑いがあると認める場合とする。

- ①児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - ア 生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合
- ②相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
 - ア 相当期間(年間30日)学校を欠席することを余儀なくされた場合
 - イ 児童が一定期間連続して欠席しているような場合であって、学校又は教育 委員会において迅速に調査する必要があると判断した場合
 - ※ 児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の日数に関 わらず、学校、教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。
 - ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった ときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえな い」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
- (2) 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会へ、教育委員会は市長へ発生を報告する。その際、調査の主体が学校になるのか対策委員会になるのかを確認する。

- (3) 重大事態の調査について
 - ①学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ②組織の構成については、学校が主体で調査を実施する場合には、校内いじめ対策委員会に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
 - ③いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、 いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのよ うに対応したのかを客観的に速やかに明確にする。

- (4) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合
 - ①事実関係の確認とともに、いじめをした児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ②いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施する。
 - ③いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況 にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等 を行う。
- (5) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合
 - ①児童の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議しその上で調査を行う。
 - ②調査方法としては、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査 が考えられる。

(自殺の背景調査における注意事項)

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の調査については、次の事項に留意し、「 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考にする。

- ①背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ②在校児童及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、 学校は、遺族に対して主体的に、在校児童へのアンケート調査や一斉聴き取り 調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④詳しい調査を行うに当たり、学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針について、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤調査を行う組織については、学校においては校内いじめ対策委員会を、教育委員会においては対策委員会を基に、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、 客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う

- ⑦客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧学校が調査を行う場合においては、教育委員会から情報の提供について必要な 指導及び支援を受ける。
- ⑨情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要でありWHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする。

(6) 調査結果の提供

- ①調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し 適切に提供する。
- ②いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を 提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(い つ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生ん だ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職 員がどのように対応したかなど)について、いじめを受けた児童やその保護者 に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。
- ③これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。
- ④アンケートによる調査については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校児童やその保護者に説明する。
- ⑤学校が調査を行う際、教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(7) 調査結果の報告

- ①調査結果については、学校は教育委員会に報告する。 (学校は「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告)
- ②上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(8) 留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

8 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

- ①校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。
- ②「校内いじめ対策委員会」の構成員については、生徒指導部会を中心に、必要に応じて、教育相談部会のメンバー、住吉中学校勤務のさわやか相談員、スクールカウンセラー等を含むものとする。
- ③「拡大いじめ対策委員会」には、「校内いじめ対策委員会」メンバーに加えて、地域の区長、民生委員・主任児童委員、地域非行防止ネットワーク推進員等を含むものとする。
- ④「校内いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- ⑤いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学の際、適切 に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。
- ⑥必要に応じて、住吉中学校勤務のさわやか相談員やスクールカウンセラーが参加 しながら対応する。
- ⑦学校のいじめ防止基本方針やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たっては、 保護者や地域住民の意見も参考にする。

(2) 校内研修の充実

①各学校のいじめ防止年間計画に基づき、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題 等に関する校内研修を行う。

(3) 校務の効率化

①教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校評価と教員評価

- ①学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、 実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価 し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ②教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。

(5) 地域や家庭との連携について

①学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

Ⅱ 関係機関との連携

- (1) 坂戸市教育委員会との連携
 - ①坂戸市立教育センターとの連携
 - ・「いじめ電話相談」の活用
 - ・ 臨床心理士の活用
 - ②教育指導課生徒指導担当との連携
 - ・迅速かつ適切な支援
 - ・生徒指導担当指導主事による学校訪問
- (2) 保護者・地域との連携
 - ①相談窓口の周知
 - ・住吉中学校「さわやか相談室」の周知
 - ②情報モラルの啓発
 - ・保護者会、PTA総会、家庭教育学級等における情報モラルの啓発 (埼玉県警察本部「あおぞら」との連携)
 - ③いじめの未然防止の広報啓発
 - 「ストップいじめ」の配布による、いじめの未然防止の啓発
- (3) 警察との連携
 - ・西入間警察署生活安全課との日常的な連携
 - ・定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有
 - ・「坂戸市いじめ問題対策連絡協議会」における連携
 - ・埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携と保護者への啓発
- (4) 児童相談所、坂戸市子ども支援課及び法務局との連携
 - ・「坂戸市いじめ問題対策連絡協議会」における連携
- (5) 市長部局との連携
 - ①「坂戸市いじめ問題対策連絡協議会」における連携
 - ・いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携
 - ②重大事態発生時の調査等における連携
 - ・市長部局による再調査の際、学校、教育委員会及び市長部局とで連携を図る。
 - ・「坂戸市いじめ調査審議委員会」及び「坂戸市いじめ再調査委員会」における連携

Ⅲ いじめ防止年間計画

いじめ防止年間計画

※定期的に実施していくもの

毎月実施:生徒指導·教育相談委員会

年間5回実施:学校生活アンケート→チャンス相談実施

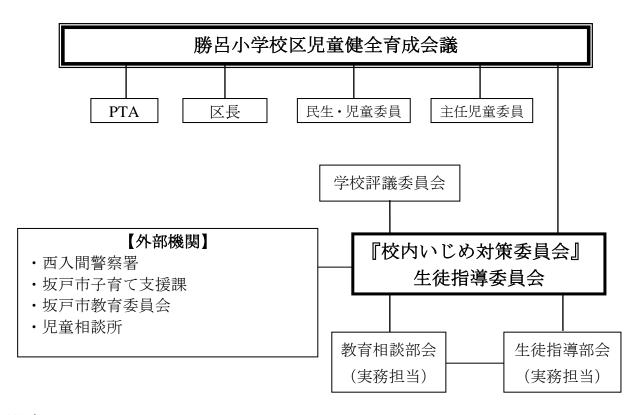
毎日実施:生活記録ノート等の活用

実施 期間	活動計画 (学:学校 生:生徒会 保:保護者)	活動内容	留意点
4月	学: 校内研修 学: 学級づくり 学: 通学班会議 保: 保護者会(全学年)	・学校の指導方針の周知・徹底 ・いじめ防止に向けた学級づくり ・同地域の児童間の情報交換 ・いじめのない学級づくり(経営方針の徹底) ・いじめ問題に対する学校の方針の説明	学校におけるい じめの対応方針 の確認をする。
5月	学:個人面談 学:第1回アンケート調査 学:PTA総会 学:第1回いじめ対策委員会 保:PTA資源回収 学:校内研修 保:運動会	・児童の学校での様子や、家庭での様子などの情報交換 ・いじめに関する実態把握 ・学校の指導方針の確認 ・個々の生徒の情報交換と対応の検討 ・奉仕活動 ・勝呂小学校の「いじめ防止基本方針」の周知、徹底 ・様々な競技を通した、児童間の協力や思いやりの育成	保護者の理解を得る。いじめの実態を把握する。
6月	学:小中連絡会 学:保護者会(全学年) 学:教育相談日 学:人権作文、人権標語	・情報交換 ・学級の様子の説明と家庭での様子の情報交換 ・保護者との話し合い ・人権感覚育成	子ども自身の力 で、いじめのな い学校を作る。 小中間及び地域 と連携した取組 を確認する。
7月	学:第2回アンケート調査 学:児童健全育成会議	・いじめに関する実態把握 ・いじめの情報提供と実態の確認、民生・児童委員との意見交 換、児童の状況確認	地域の理解を得る。
8月	学:校内研修 保:親子ふれあい作業	・いじめの把握、初期対応、いじめをなくす為の取組 ・親子での奉仕作業	いじめの実態を 把握する。
9月	学:校内研修 学:勝呂っ子集会 保:地区体育祭	・夏休み後のいじめに関する実態把握 ・出し物を成功させるための児童間の協力、思いやりの育成 ・地域との連携を図る	いじめの実態を 把握する。
10月	学:第3回アンケート調査 学:修学旅行 学:連合運動会	・いじめに関する実態把握 ・宿泊行事を通して、協力や団結、思いやりを育成 ・学校対抗行事により、愛校心を育成	子ども自身の力 で、いじめのな い学校を作る。
11月	学:勝呂っ子音楽会 学:保護者会(全学年)	・クラスの協力と団結、思いやりを育成 ・学級の様子の説明と家庭での様子の情報交換	家庭との信頼関 係を密にする。
12月	学:持久走大会 学:第4回アンケート調査 学:生徒指導教育相談委員会	・身体の鍛錬 ・いじめに関する実態把握 ・今年のいじめのまとめと確認	いじめの実態を 把握する。
1月	学:スキー教室 学:青少年健全育成情報交換会 保:PTA資源回収 学:校内研修	・宿泊行事を通して、協力や団結、思いやりを育成 ・東部4校地区の情報交換 ・奉仕活動 ・冬休み後のいじめに関する実態把握	教員の資質向上を図る。
2月	学:保護者会(全学年) 学:校内研修 学:新入生保護者会	・学級の様子の説明と家庭での様子の情報交換 ・次年度の学級編成等での配慮 ・保護者からの情報や意見聴取 (アンケート実施)	年度末に向けて 問題解決を徹底 する。
3月	学:第3回小中連絡協議会 学:第5回アンケート調査 学:第3回いじめ対策委員会	・小中連携による情報交換 ・いじめに関する実態把握 ・今年度のまとめと来年度の取り組みについての検討	次年度に向けて の準備をする。

Ⅳ「いじめ防止基本方針」による校内組織

坂戸市立勝呂小学校 「いじめ防止基本方針」による校内組織

「いじめ対策委員会」



構成メンバー

《学校内》 『校内いじめ対策委員会』

- 校長
- 教頭
- 教務主任
- · 生徒指導主任
- ·教育相談主任
- 学年主任
- 学年生徒指導教育相談担当
- •養護教諭

《学校外》

- 学校評議員
- 区長
- ・住吉中学校勤務 さわやか相談員
- ・住吉中学校勤務 スクールカウンセラー
- · 民生·児童委員
- 主任児童委員
- ·PTA会長
 - ※必要に応じて
- 外部機関